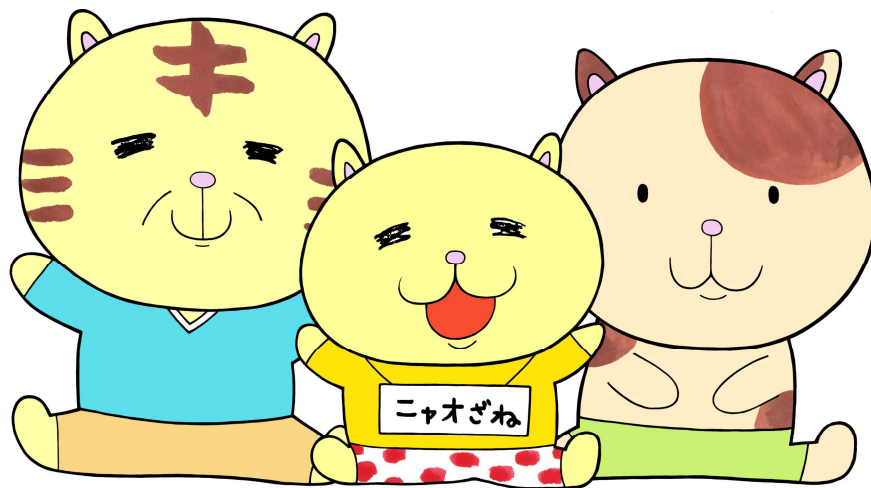


地縁団体認可申請書等 様式及び記載例



©熊谷市

熊谷市市民活動推進課

令和5年8月一部改訂版

目 次

<認可申請に必要な各種様式及び記載例>

認可申請書	1
自治会規約	2
議事録	8
構成員名簿	10
承諾書	11
〔別紙1〕代表者の職務執行停止、職務代行者選任等について	12
〔別紙2〕代理人の有無	13

<認可後の各種申請書類>

規約変更認可申請書	14
規約変更の内容及び理由	15
告示事項変更届出書	16
認可地縁団体告示事項証明書交付申請書	17
認可地縁団体印鑑登録申請書	18
認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書	19
代理人選任届	20
合併に係る認可申請書	21
合併に係る債権者保護手続終了届出書	22
所有不動産の登記移転等に係る公告申請書	23

〔記載例〕

〇〇年〇月〇日

熊谷市長 〇〇 〇〇 宛

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 〇〇〇自治会

所在地 熊谷市〇〇町〇丁目△△番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 熊谷 太郎

住 所 熊谷市××町〇丁目〇△番地

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

〇〇自治会規約（会則）

第1章 総則

（目的）

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 地域の防犯及び防災活動
- (5) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

（名称）

第2条 本会は、〇〇〇会と称する。

（区域）

第3条 本会の区域は、熊谷市〇〇町△△番□□号から××番◇◇号までの区域とする。

（主たる事務所）

第4条 本会の主たる事務所は、熊谷市〇〇町△△番□□号に置く。

第2章 会員

（会員）

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

（会費）

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（入会）

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（退会等）

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 ○人
- (3) その他の役員 ○人
- (4) 監事 ○人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会の種類)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

- 2 会長は、役員の数分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年〇月□日に始まり、△月◇日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、熊谷市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附則 この規約は○年○月○日から施行する。

〔議事録の参考例〕

〇〇自治会 総会 議事録

- 1 日 時 令和〇〇年〇月〇日（日）
午前〇〇時〇〇分～午前〇〇時〇〇分まで
- 2 場 所 〇〇自治会集会所
- 3 出席者 会員数 150名
出席者 140名（うち委任状による出席者40名）
欠席者 10名
- 4 議長選出 会長が総会の開会を宣言し、議長の選出を会員に諮ったところ、会長一任の発言により、会員〇〇〇〇を議長に指名した。

議長〇〇〇〇は就任の挨拶をした後、上記のとおり会員の出席状況を告げ、総会の成立を宣言した。また、書記、議事録署名人の選出を諮ったところ、議長一任の発言により、書記に●●●●、議事録署名人に◇◇◇◇、△△△△を指名し、議事に入った。

5 議 題

(1) 令和〇〇年度役員の選任について

次の者が役員として選任されることが異議なく承認された。

会 長 □□□□

副会長 ■■■■

会 計 ▲▲▲▲

監 事 ◎◎◎◎

(2) 〇〇自治会の認可申請について

ここで□□□□より自治会の認可申請について説明が行われた。

議題(3)、(4)も関連する内容のため一括して説明が行われ、その後各議案について個別に審議が行われた。

- ・認可申請について3名の者から質疑があった。

質疑の内容と回答は以下のとおり

① 質疑

回答

② 質疑

回答

③ 質疑

回答

その後、議長が他に意見のないことを確認し、挙手により採決を行ったところ、全員賛成であったので、議案は原案どおり承認された。

(3) 認可申請に伴う規約の改正について

(4) 認可申請の代表者を会長とすることについて

(3)、(4)の議案については議長が意見を求めたが、特に意見もなかったもので、挙手により採決を行ったところ、全員賛成であったので、議案は原案どおり承認された。

以上議事録として確認します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

議 長 〇〇 〇〇 ⑩

議事録署名人 ◇◇ ◇◇ ⑩

議事録署名人 △△ △△ ⑩
 └──────────┘
 自署または記名押印

[構成員名簿の参考例]

構成員名簿

令和〇〇年〇月〇日現在 総数 〇〇 名

住所 熊谷市〇〇町〇丁目

氏名	地番	氏名	地番
〇〇 〇〇	1 1 番地 1		
〇〇 □□	1 1 番地 1		
〇〇 ◇◇	1 1 番地 1		
■ △△△	1 2 番地 3		
■ ◎◎	1 2 番地 3		
◆◆ ●●●	1 2 番地 8		

〔記載例〕

〇〇年〇月〇日

承 諾 書

地縁による団体の名称 〇〇〇 自治会

私は、上記の地縁による団体の代表者となることを承諾しました。

住 所 熊谷市××町〇丁目〇△番地

氏 名 熊谷 太郎

自署または記名押印

〇〇年〇〇月〇〇日

代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者選任の有無

地縁による団体の名称 〇〇〇〇自治会

代表者名 熊 谷 太 郎

自署または記名押印

1 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無

(1) 有

(2) 無

民事保全法に基づく、裁判所による処分があれば、御記入ください。

2 裁判所による代表者の職務代行者選任の有無

(1) 有 (有の場合)
職務代行者氏名

住 所

(2) 無

該当がない場合は「無」に○をつけてください。

〔別紙 2 記載例〕

代理人の有無		
	地縁による団体の名称	〇〇〇〇自治会
	代表者名	熊 谷 太 郎
代理人の有無		自署または記名押印
(1) 有	(有の場合) 代理人氏名	
	住 所	
(2) 無		代理人がいる場合は、 御記入ください。

この場合の「代理人」は、地方自治法第260条の8の代理人及び第260条の10の特別代理人のことを指します。

特に該当がない場合は、「無」に○をつけてください。

◇地方自治法

第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260条の10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

〔記載例〕

令和〇〇年〇〇月〇〇日

熊谷市長 〇〇 〇〇 宛

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 〇〇〇自治会

所在地 熊谷市□□町〇丁目△△番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 熊谷 太郎

住 所 熊谷市××町〇丁目〇△番地

規約変更認可申請書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

〔記載例〕

規約変更の内容及び理由

団体名 〇〇〇〇自治会

変更前の内容	(主たる事務所) 第4条 本会は、主たる事務所を熊谷市〇〇一丁目1番地に置く。
変更後の内容	(主たる事務所) 第4条 本会は、主たる事務所を熊谷市〇〇一丁目18番地に置く。
変更理由	代表者の自宅を主たる事務所としており、その代表者が変更になったため。

〔記載例〕

令和〇〇年〇月〇日

熊谷市長 〇〇 〇〇 宛

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 〇〇〇〇自治会

所在地 熊谷市□□町〇丁目△△番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 熊谷 太郎

住 所 熊谷市××町〇丁目〇△番地

告示事項変更届出書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書面を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

〇〇 〇〇	熊谷市〇〇町〇丁目■●番地	から
熊谷 太郎	熊谷市××町〇丁目〇△番地	へ変更

2 変更の年月日

令和〇〇年〇月〇日

3 変更の理由

総会の議決による

令和〇〇年〇月〇日

熊谷市長 〇〇 〇〇 宛

申請者

住 所 熊谷市××町〇△番地

氏 名 熊谷 太郎

認可地縁団体告示事項証明書交付申請書

地方自治法第260条の2第10項の規定により認可を受けた地縁による団体について、告示された事項に関する証明を同条第12項の規定により申請します。

1 請求に係る地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

・団 体 の 名 称 〇〇〇〇自治会

・主たる事務所の所在地 熊谷市□□町△△番地

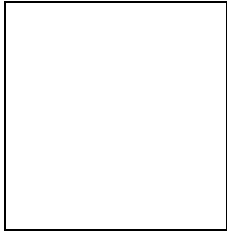
2 証明書申請部数 1 部

受 付	手数料（1通200円）
	通 円

認可地縁団体印鑑登録申請書

令和〇〇年〇月〇日

熊谷市長 〇〇 〇〇 宛

登録しようとする 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称		〇〇〇〇自治会	
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地		熊谷市〇〇町△△番地	
	(資格)	(注意事項3 参照)	代表者個人の印鑑登録印	
	氏名	熊谷 太郎 (印)	生年月日	昭和 〇〇年〇月〇日
住所	熊谷市××町〇△番地			

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者 ☒ 本人 住所 熊谷市××町〇△番地
☐ 代理人 氏名 熊谷 太郎

(注意事項)

- この申請は、本人が自ら手続してください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 登録しようとしている認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 資格()の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- (資格)氏名欄の氏名の次には、代表者等が住所を有する地方公共団体の登録及び証明に関する規定により登録されている個人の印鑑を押印してください。
(代理人による申請の場合も、必ず代表者等の個人の印鑑を押印してください。)
- 申請書には、発行後3月以内の代表者等の個人印鑑の印鑑登録証明書を添付してください。

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

令和 年 月 日

熊谷市長 ○○ ○○ 宛

登 録 さ れ て い る 認 可 地 縁 団 体 印 鑑 	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地			
	(資 格)	()	生 年 月 日	年 月 日
氏 名				

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書____枚の交付を申請します。 申請者 ☐ 本 人 住 所 ☐ 代理人 氏 名

(注意事項)

- 1 この申請は、本人が自ら手続してください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 資格()の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

代理人選任届

令和〇〇年〇月〇日

熊谷市長 〇〇 〇〇 宛

選任者

住 所 熊谷市××町〇△番地

団体名 〇〇〇〇自治会

氏 名 熊谷 太郎

印

認可地縁団体印鑑登録証明書の交付請求につき、次の代理人を選任し委任しましたのでお届けします。

○委任事項 ・認可地縁団体印鑑登録証明書の交付請求 1 通

○代理人 住 所 熊谷市××町〇△番地

氏 名 熊谷 花子

◆ご注意

- ・本届書は全て選任者本人が自筆で記入し、押印してください。
- ・年月日は文書を作成した日を記入してください。

代理人身分証明書確認

○年○月○日

熊谷市長 ○○ ○○ あて

認可地縁団体甲

合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称 ○○○自治会

所在地 熊谷市□□町○丁目△△番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 熊谷 太郎

住 所 熊谷市××町○丁目○△番地

認可地縁団体乙

合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称 △△自治会

所在地 熊谷市□□町△丁目××番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 妻沼 次郎

住 所 熊谷市××町○丁目○△番地

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の39第3項の規定により、合併の認可を受けたいので、
下記のとおり申請します。

記

○ 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体
(以下「合併後の認可地縁団体」という。)に関する事項

・ 合併後の認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 ○○○自治会

所在地 熊谷市□□町○丁目△△番地

・ 合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所

氏 名 熊谷 太郎

住 所 熊谷市××町○丁目○△番地

・ 合併により消滅する認可地縁団体の名称

名 称 △△自治会

(別添書類)

- 1 合併後の認可地縁団体の規約
- 2 地方自治法第260条の39第3項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類
- 3 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 合併しようとする各認可地縁団体の規約
- 6 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

〔記載例〕

○年○月○日

熊谷市長 ○○ ○○ あて

認可地縁団体甲

合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称 ○○○自治会

所在地 熊谷市□□町○丁目△△番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 熊谷 太郎

住 所 熊谷市××町○丁目○△番地

認可地縁団体乙

合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称 △△自治会

所在地 熊谷市□□町△丁目××番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 妻沼 次郎

住 所 熊谷市××町○丁目○△番地

合併に係る債権者保護手続終了届出書

地方自治法第260条の40並びに第260条の41第1項及び第2項の規定による手続が終了したので、同条第3項の規定により、別添書類を添えて届け出ます。

(別添書類)

- ・ 地方自治法第260条の40第2項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第260条の41第2項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類

〇〇年〇月〇日

熊谷市長 〇〇 〇〇 あて

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 〇〇〇自治会

所在地 熊谷市〇〇町〇丁目△△番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 熊谷 太郎

住 所 熊谷市××町〇丁目〇△番地

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第 260 条の 46 第 1 項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○ 申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地
〇〇〇自治会館	〇〇㎡	熊谷市××町〇〇番地

・土地

地 目	面 積	所 在 地
宅地	〇〇㎡	熊谷市××町〇〇番地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 深谷 権左衛門

住 所 深谷市〇町××番地

（別添書類）

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第260条の46第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足る資料

平成１９年　２月２２日発行

令和　５年　８月２３日第５回改訂

熊谷市役所　市民部市民活動推進課

〒360-8601

熊谷市宮町二丁目４７番地１

電話：０４８－５２４－１１２９

<参考書籍>

「第２次改訂版　自治会、町内会等法人化の手引」

地縁団体研究会　編集

発行所　株式会社ぎょうせい